

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年9月28日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 綾 田 福 雄  
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 現金による収納について、出納員又は収入取扱員以外の者が納付を受けるなど、会計規則に定められた収納手続に反するものがあった。（川部みどり園）</p> <p>(イ) 証券受払簿への登記について、年月日や金額などを削って訂正していた。（業務感染症対策課）</p> <p>(ウ) 証紙収納簿への登記について、金額などを削って訂正していた。（健康福祉総務課）</p> <p>イ 旅費の支給について</p> <p>自家用車を公務で使用した県内出張について、旅費が支給されていないかった。（医務国保課）</p> <p>ウ 手当の支給について</p> <p>(ア) 通勤手当について、通勤実績のない嘱託職員に支給しているものがあったので返納させる必要がある。（中讃保健福祉事務所）</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 平成24年4月1日付けで収入取扱員を置き、香川県会計規則第34条の2第1項第6号に掲げる債権については、出納員又は収入取扱員が納付を受けることとした。</p> <p>(イ) 今後、訂正する場合は、香川県会計規則第252条に基づき、その部分に二線を引き、上部又は右側に正書した上で、作成者の訂正印を押印するよう課員に周知徹底を図った。</p> <p>(ウ) 今後、訂正する場合は、香川県会計規則第252条に基づき、その部分に二線を引き、上部又は右側に正書した上で、作成者の訂正印を押印するよう課員に周知徹底を図った。</p> <p>イ 旅費の支給について</p> <p>平成24年3月21日に支払済みである。また、今回の指導を踏まえ、職員に注意喚起するとともに、事務処理に遺漏なきよう努める。</p> <p>ウ 手当の支給について</p> <p>(ア) 平成23年12月分の通勤手当については、翌々月の2月分報酬支給時に精算済みである。</p>

(イ) 超過勤務手当について支給漏れがあったので追給する必要がある。(障害福祉相談所)

(ウ) 勤務時間終了の17時15分から引き続き超過勤務を行う場合は、あらかじめ所属長の承認を得る必要がある。(障害福祉課)

エ 委託契約について

公募による見積り合わせの結果、見積書提出者と速やかに契約を締結しなかった業務委託について、当初予定の納期が過ぎているのに再度手続をやり直すことなく、当初の見積書に合わせて始期を5か月遡って業務契約をしていた。(子育て支援課)

オ 指定管理について

(ア) 県立障害者施設ふじみ園の管理を受託している社会福祉法人香川県社会福祉事業団の職員による事業団資金等の横領事案があったことに対し、指定管理者が行う執行体制の見直しなど再発防止策が確実に実施されるよう注視するとともに、所要の指示を行う必要がある。(障害福祉課)

(イ) 指定管理者と締結している包括協定で定めた定期報告書の提出期限が守られておらず、昨年度口頭で指導したところであるが、いまだ遵守されていない。(健康福祉総務課)

カ 物品の管理について

婦人保護施設「玉藻寮」で購入している入所者の生活用品について、消耗品出納簿を備え、在庫管理をする必要がある。(子ども女性相談センター)

キ 現金等の管理について

(イ) 平成24年3月21日に追給済みである。

(ウ) 超過勤務の開始時刻については、今回の指摘を踏まえ、課員に対し、あらかじめ所属長の承認を得るよう周知徹底を図った。

エ 委託契約について

見積り合わせにより契約相手方が決定した時は速やかに契約を行うよう指導するとともに、業務委託契約の時期を遡って処理することのないよう課員に対し改めて周知徹底を図った。

オ 指定管理について

(ア) 社会福祉法人香川県社会福祉事業団に対し、実地調査を行うとともに、その会計処理の執行体制に対する改善勧告等を行った。改善勧告に対する回答結果を踏まえ、実地調査を実施し、その再発防止に関する対応状況の確認を行った。今後とも、定期監査等を実施し、その改善状況を注視していくこととする。

(イ) 平成24年4月2日付けで指定管理者に対し、毎月の集計作業手順を見直し、期限までに確実に報告書を提出するよう、文書により指導した。

指導後は、毎月適正に報告がなされている。

カ 物品の管理について

平成24年3月7日より消耗品出納簿を作成し、在庫管理を徹底している。

キ 現金等の管理について

	<p>(ア) 帳簿に記載されていない現金が見つかった。(薬務感染症対策課)</p> <p>(イ) 帳簿に記載されていない現金、金券類が見つかった。(長寿社会対策課)</p>	<p>(ア) 発見された現金については、平成24年5月1日付けで収入調定を行い、同日付けで県に納付済みである。また、公金等の適正な管理について課員への周知・指導の徹底を図った。</p> <p>(イ) 発見された現金については、平成24年5月1日付けで収入調定を行い、同日付けで県に納付済みであり、金券類については、同日、種類に応じて、総務事務集中課又は会計課に保管換えの手続を行った。</p> <p>また、公金等の適正な管理について課員への周知・指導の徹底を図った。</p>
--	--	---